第8章 防災指針

本市の居住誘導区域は、第5章で検証した下記の課題に対応していくことが必要です。このため、本章では、居住誘導区域における「防災のまちづくりの将来像」、「取組方針」、「具体的な取り組み」について定めました。

課題 1	最大想定規模の降雨に伴う洪水発生に際して水位上昇前に避難を実施しないと 人的な被害の可能性が高い地区
-m == 0	最大クラスの地震発生時によって建物に被害が出る可能性が高い地区
課題2	最大クラスの地震発生時によって避難に支障が出る可能性が高い地区
課題5	災害時に避難所利用に支障が出る可能性が高い地区
課題6	災害発生時要配慮者利用施設で垂直避難が困難となる可能性が高い施設
課題7	最大想定規模の降雨に伴う浸水で緊急車両の走行困難、停電により機能低下す
	る可能性が高い医療施設
課題8	浸水の頻度が 10 年に一度により 0.5m 以上の浸水が発生する可能性が高い地区

8-1 防災のまちづくりの将来像、取組方針

(1) 防災のまちづくりの将来像

本市の立地適正化計画における防災指針と各種計画の立ち位置は、下記に示すように 本市全体の総合計画、都市計画マスタープラン、そして防災分野の淀川水系流域治水プロジェクトを上位に加え、国土強靭化地域計画・水防計画・地域防災計画を踏まえた上で、市の中でも「居住誘導区域」を中心とした災害リスクに対する防災・減災対策の取り組みを示します。

図 本計画(防災指針)と各種計画の位置づけ

本計画では、多極集約・連携型都市づくりの理念を『伝統と革新で未来を紡ぐ都市~駅を中心とした新しい生活空間の創造~』と定めており、その中の基本方針の一つ「安心して生活できる居住環境の形成」と設定していることを踏まえ、これを防災のまちづくりの将来像として設定します。

(2) 防災のまちづくりの取組方針

本市における防災の取組方針は、第5章で定めた8つの課題の内、氾濫流および河岸 侵食に関する2つの課題を除く6つの課題を解消し、居住誘導区域で「安心して生活で きる居住環境の形成」を実現するため、すでに計画されている取り組みを下記に示しま す。

表 各種計画における防災に向けた取組方針の整理

計画名	防災に向けた取組方針
	【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策】
	○洪水氾濫対策
	大上川・不飲川・矢倉川(河道掘削・築堤)、芹川・野瀬川(河
	道掘削)、平田川(調査検討)
	○内水氾濫対策
	公共下水道(雨水)管渠等の整備、琵琶湖沿岸の内水排除
	○土砂災害対策
	砂防関係施設の整備
	○流水の貯留機能の拡大
	事前放流等の実施(犬上川ダム・宇曽川ダム)
	○流域の雨水貯留機能の向上
	雨水貯留施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、森林の整
	備・保全、治山対策、農地・農業水利施設の整備・保全、ため池
	の整備・保全
	○既存管理施設の適切な維持管理
	老朽化対策、耐震対策
淀川水系流域治	【被害対象を減少させるための対策】
水プロジェクト	○まちづくりでの活用を視野にした土地の災害リスク情報の充実
琵琶湖(滋賀県	地先の安全度マップによる想定浸水深の公表、更新、ハザード
域)分会	マップの作成
	○浸水範囲の限定・氾濫水の制御
水防災意識再構	浸水対策事業
築ビジョン等に	【被害の軽減、早期復旧・復興のための対策】
基づく湖東圏域	○土地の災害リスク情報の充実
の取組方針	水害履歴調査結果の公表、地先の安全度マップによる想定浸水
	深の公表、更新
	○あらゆる機会を活用した水災害リスク情報の提供
	自治会や小学校等での水害出前講座の実施、河川水位計や河川
	防災カメラの設置と情報提供、簡易量水標の設置、水防団や地域
	住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検
	○避難体制等の強化
	特に水害リスクの高い地区における避難計画作成支援、避難に
	資するマップ等の整備・拡充、避難指示等の判断・伝達マニュア
	ルの整備、広域的な避難計画等の策定支援、要配慮者利用施設に
	おける避難計画等の策定および避難訓練の実施、避難行動に資す
	る情報発信等の充実、自治会等における避難計画および避難行動
	要支援者の個別避難計画の策定支援、ハザードマップ、マイ・タ
	イムラインの作成、気候変動等を踏まえた気象観測・予測の高度
	化、監視の強化、防災士の養成支援
	○関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化
	被災自治体に対する支援

計画名	防災に向けた取組方針
彦根市総合計画前期基本計画	 ○危機管理対策の強化 民間の協力を得ながら災害等の応援協定の充実 ○情報の収集および伝達体制の充実 迅速かつ正確な情報収集の体制整備 市民への緊急情報の伝達手段の拡充のほか、市民防災マニュアルや防災ハザードマップ等による予防対策の充実 ○防災力・減災力の向上 市民への意識啓発や自主防災組織活動への支援を行うとともに、「共助」の重要な担い手となる自主防災組織の結成促進 ○要配慮者支援体制の推進災害時避難行動要支援者制度の登録推進、および関係各課と連携して個別避難計画の作成 ○浸水対策下水道事業浸水対策下水道事業 浸水対策下水道事業 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊が医区域に指定された区域の保全や対策工事において、個人での実施が困難な場合、要綱に基づく採択条件との整合を図り、公共事業(県施行または県補助金による市施行)による対策を図る ○河川新設改良事業(普通河川整備・調整池の維持管理)普通河川整備計画に基づく河川整備雨水対策を目的とした調整池の適切な維持管理
彦根市国土強靭 化地域計画 (都市施設に関す るものを整理し た)	 ○幹線道路の整備促進 ○道路や橋梁の適切な維持管理 ○歩道のバリアフリー化 ○水害に強いまちづくり 浸水対策下水道事業(雨水対策)、河川新設改良事業(市内普通河川)、大黒川外河川改良事業 ○土砂災害に強いまちづくり 急傾斜地崩壊対策事業、住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)、がけ地近接等危険住宅移転事業(住宅・建築物安全ストック形成事業) ○オープンスペースの確保 ○彦根市都市再生整備計画の推進 ○住宅・建築物の耐震対策の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業) ○公営住宅の長寿命化 ○空き家対策 ○地籍調査の推進 ○住宅・建築物のアスベスト対策の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業) ○狭あい道路の拡幅整備(狭あい道路整備等促進事業)

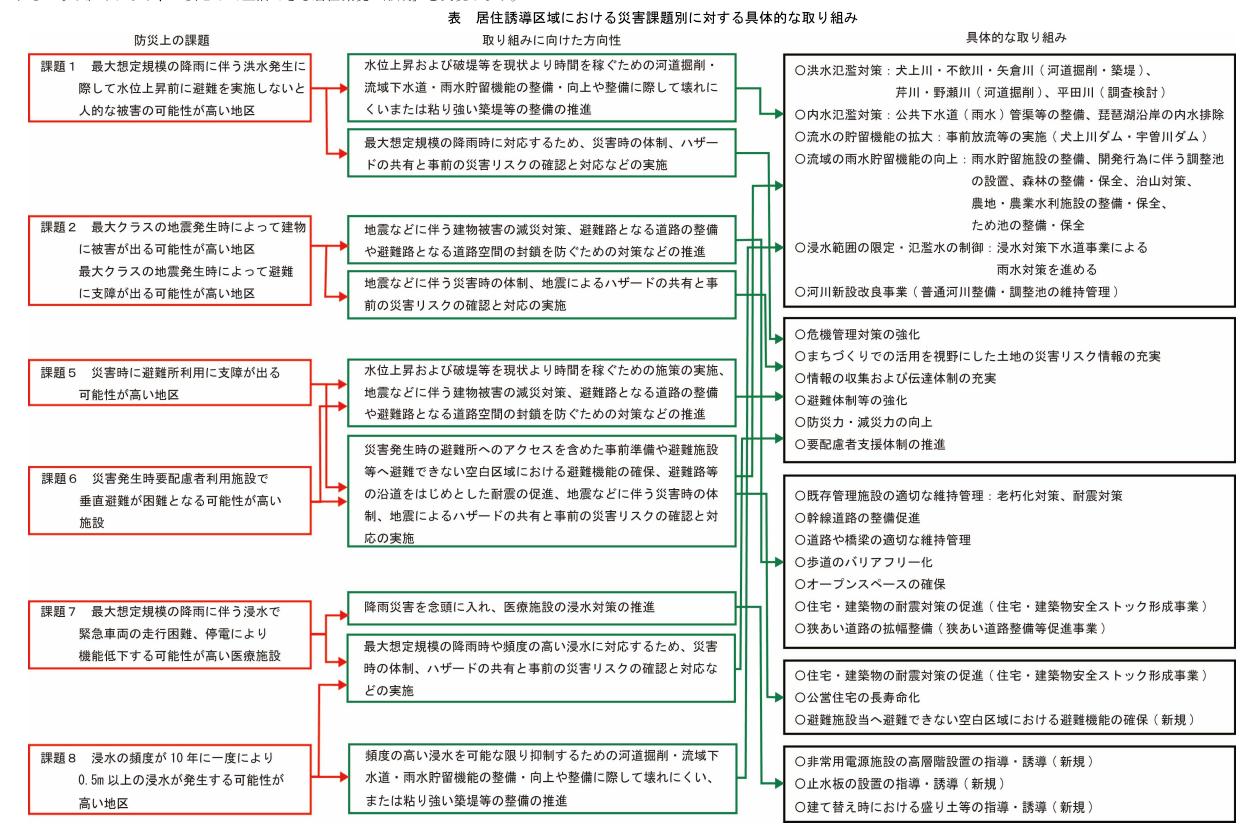
(空白)

8-2 具体的な取り組み、スケジュール

(1) 具体的な取り組み

第5章で定めた8つの課題の内、氾濫流および河岸侵食に関する2つの課題を除く6つの課題に対して、居住誘導区域で課題別の方向性を設定したうえで、前項に示した各計画による防災・減災の取り組みを具体的な取り組みとして整理しました。

これらの取り組みにより、「安心して生活できる居住環境の形成」を実現します。





(2) スケジュール

居住誘導区域において、「安心して生活できる居住環境の形成」するための具体的な取り組みに対するスケジュールを設定します。ただし、災害については、年々激甚化する傾向にあること、人知の想定を超える災害も発生していること、また、取り組みの中にはハード整備があり、その整備には長期間を要することなどを踏まえ、短期、中期および長期で設定します。なお、土砂災害については、本市の居住誘導区域にないことから、参考として整理します。

表 具体的な取り組みのスケジュール

表 具体的な取り組みのスケンュール 							
取組		水災害	土砂災	実施想	短期	中期	長期
	月 又 小丘	対策	害対策	定主体	(5年)	(~10年)	(10年以上)
ハード対策	洪水氾濫対策 犬上川・不飲川・ 矢倉川(河道掘削・ 築堤)	•	l	県			
	洪水氾濫対策 芹川·野瀬川(河道 掘削)	•	I	県			
	洪水氾濫対策 平田川(調査検討)	•	_	県			
	河川新設改良事 業(普通河川整備・ 調整池の維持管理)	•	_	市			
	内水氾濫対策(琵 琶湖沿岸の内水排 除)	•	-	国・県・市			
	浸水対策下水道 事業(雨水対策)	•	_	市			
	流水の貯留機能 の拡大(事前放流 等の実施)	•	_	県・市 沿川都 市			
	流域の雨水貯留 機能の向上(雨水 貯留施設の整備、 開発行為に伴う調 整池の設置)	•	_	市			
	流域の雨水貯留 機能の向上(森林 の整備・保全、治 山対策)	•		市			

※スケジュールの期間: 淀川水系流域治水プロジェクト琵琶湖(滋賀県域)分会、彦根市総合計画・国土強靭化地域計画より設定

取組		水災害 対策	土砂災 害対策	実施想 定主体	短期 (5 年)	中期 (~10年)	長期 (10年以上)
ハード対策	流域の雨水貯留 機能の向上(農 地・農業水利施設 の整備・保全)	•	ı	市			
	流域の雨水貯留 機能の向上(ため 池の整備・保全)	•	_	市			
	既存管理施設の 適切な維持管理 (老朽化対策、耐震 対策)	•	_	市			
	非常用電源施設 の高層階設置の 指導・誘導(基準 作成)	•		市			
	止水板の設置の 指導・誘導(基準 作成)	•		市			
	建て替え時にお ける盛り土等の 指導・誘導(基準 作成)			市			

[※]スケジュールの期間:淀川水系流域治水プロジェクト琵琶湖(滋賀県域)分会、彦根市総合計画・国土強靭化地域計画より設定

取組		水災害	土砂災	実施想	短期	中期	長期
	, p 1	対策	害対策	定主体	(5年)	(~10年)	(10年以上)
ソフト対策	まちづくりでの 活用を視野にし た土地の災害リ スク情報の充実	•	İ	県・市			
	避難体制等の強化(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等)	•	•	国・県・市・民間			
	関係者と連携し た早期復旧・復 興の体制強化	•	_	国			
	危機管理対策の 強化(民間の協力を 得ながら災害等の 応援協定の充実)	•	•	市			
	情報の収集およ び伝達体制の充 実	•	•	市			
	防災力・減災力 の向上(意識啓発 や自主防災組織活 動への支援、自主 防災組織の結成促 進)	•	•	市			
	要配慮者支援体 制の推進(災害時 避難行動要支援者 制度の登録推進、 個別避難計画の作 成)	•	•	市・民 間			
	避難施設等へ避 難ができない空 白区域における 避難機能の確保	•	•	市			

[※]スケジュールの期間: 淀川水系流域治水プロジェクト琵琶湖(滋賀県域)分会、彦根市総合計画・国土強靭化地域計画より設定

取組		水災害	土砂災	実施想	短期	中期	長期
		対策	害対策	定主体	(5年)	(~10年)	(10年以上)
(参考)ハード対策	土砂災害対策(砂 防関係施設の整備)		•	県			
	既存管理施設の 適切な維持管理 (老朽化対策、耐震 対策)	ı	•	玉			
	土砂災害に強い まちづくり(急傾 斜地崩壊対策事業)		•	県・市			
	土砂災害に強い まちづくり(住 宅・建築物の土砂 災害対策改修に関 する事業)	_	•	市			
	土砂災害に強い まちづくり(がけ 地近接等危険住宅 移転事業)	_	•	市			

[※]スケジュールの期間:淀川水系流域治水プロジェクト琵琶湖(滋賀県域)分会、彦根市総合計画・国土強靭化地域計画より設定